

<被扶養者を申請する時の添付書類>

令和7年10月1日以降申請分適用

<p>【ご確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定については「被扶養者の認定基準」を先にご確認ください。 「同居」・・・被保険者が世帯主である必要はないが被保険者と同居および生計を共にしている状態を差します。 住所が同じでも住民票が分かれている場合（世帯分離）は別居扱いとなります。 住民票に続柄の記載がないものは受付できません。 認定手続きの際に、所定の書類がそろっていても被扶養者資格の適否について判断をし兼ねる場合、本基準の定めた以外の追加書類をお願いする場合があります。 	<p>【被扶養者になれる条件】①～④をすべて満たすこと</p> <p>①主として被保険者の収入で生計を維持されている（75歳以上は除く）</p> <p>②対象者となる家族範囲（3親等内親族に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者と別居でもよい <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、子（養子を含む）、孫、弟妹、兄姉、父母・祖父母など直系尊属 ●被保険者と同居が条件 <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の3親等内の親族　・配偶者（内縁を含む）の父母や子 <p>③年間収入が130万円未満（被保険者の配偶者を除く）19歳以上23歳未満※は150万円未満、60歳以上または障害厚生年金受給者等は180万円未満） ※年齢の判定は所得税法上の取り扱いと同様</p> <p>および・同居の場合は、被保険者の収入の2分の1未満であること ・別居の場合は、被保険者の仕送りがその人の年間収入を上回ること</p> <p>④日本国内に住所を有する（日本に住民票があること） 例外として認められるケースは、事業所担当様にお問い合わせください。</p>
---	--

1、同居・別居どちらでもよい人

○印は必ず必要な書類です。△印はいずれかが必要な書類です。

申請理由	添付書類	認定対象者						
		配偶者	子		父母	兄弟姉妹・孫		
			16歳未満	16歳以上		16歳以上	16歳未満	
			学生	その他				
申請理由問わず	住民票(写) 認定対象者と被保険者の世帯全員で続柄が省略されていないもの(個人番号の記載のないもの、あれば黒く塗りつぶす)	○	○	○	○	○	○	○
	扶養状況届 (認定対象者が「全日制の高校生を除く16歳以上」と「16歳未満又は全日制の高校生」の場合で書式が違うので注意。「16歳未満又は全日制の高校生」は「子」の申請に限り、1枚に4名まで記入可)	○	○	○	○	○	○	○

下記申請理由に応じて添付が必要な書類です。

申請理由	添付書類	配偶者	16歳未満	16歳以上	父母	16歳以上	16歳未満
出生	配偶者の収入を確認できる書類 ★1 すでに配偶者が被扶養者の場合は不要。配偶者がいない場合は備考に『配偶者なし』と記載 すでに第一子が扶養されている場合は第二子以降の申請時不要。		○				
取得と同時に	配偶者の収入を確認できる書類 ★1 配偶者がいない場合は備考に『配偶者なし』と記載		○	○	○		
	認定対象者の収入を確認できる書類 ★1	○		△※1	○	△※1	
	在学証明書又は学生証(写)			△※1		△※1	
婚姻	認定対象者の収入を確認出来る書類 ★1	○					
退職	退職日のわかる書類(「退職証明書」・「健康保険資格喪失証明書」等) 別紙「雇用保険(公務員:退職手当)申告書」と、そこに書かれた添付書類	○			○	○	○
雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(支給終了の印字あり)の両面(写) (退職後いったん被扶養者になった方は、当時と状況が変わっていなければ住民票の写しの提出は免除)	○			○	○	○
任意継続被保険者資格喪失	任意継続健康保険の「資格喪失証明書」	○			○	○	
収入減少	認定対象者の収入を確認出来る書類 ★1	○			○	○	○
生計維持者(※2)の死亡	健康保険資格喪失証明書	○	○	○	○	○	○
	他の扶養義務者の収入を確認できる書類 ★1	○	○	○	○	○	○
生計維持者(※2)の収入減少	他の扶養義務者の収入を確認できる書類 ★1	○	○	○	○	○	○

上記添付書類に加え、下記状況に該当する方は、別途添付書類が必要です。

状況	添付書類	配偶者	16歳未満	16歳以上	父母	16歳以上	16歳未満
年金受給者 ※3	年金振込通知書(直近分(写))または年金改定通知書(直近分(写))	○	○	○	○	○	○
65歳以上で年金受給がない	扶養状況届の【収入のない理由】に受給資格がない理由を記入する	○			○	○	
別居	送金証明(6ヶ月分(写)) ★2				○	○	○
	続柄を確認できる公的書類 ★3				○	○	○
別姓	続柄を確認できる公的書類 ★3	○	○	○	○	○	○

2、同居していなければならない人

申請理由	添付書類	認定対象者			
		義父母	配偶者の子・甥 姪 16歳以上	16歳未満	叔父 叔母
申請理由問わず	認定対象者の世帯全員で続柄に省略のない住民票(写) (個人番号は記載のないもの、あれば黒く塗りつぶす)	○	○	○	○
	扶養状況届(認定対象者が「全日制の高校生を除く16歳以上」と「16歳未満又は全日制高校生」の場合で書式が違うので注意、対象者1人につき1通提出)	○	○	○	○

下記申請理由に応じて添付が必要な書類です。

被保険者の取得と同時	認定対象者の収入を確認できる書類	★1	○	△※1		○
	在学証明書または学生証(写)			△※1		
収入減少	認定対象者の収入を確認出来る書類	★1	○	○		○
生計維持者(※2)の死亡	健康保険資格喪失証明書		○	○	○	○
	他の扶養義務者の収入を確認できる書類	★1	○	○	○	○
生計維持者(※2)の収入減少	他の扶養義務者の収入を確認できる書類	★1	○	○	○	○

上記添付書類に加え、下記状況に該当する方は、別途添付書類が必要です。

状況	添付書類					
年金受給者 ※3	年金振込通知書(直近分(写))または年金振込通知書(直近分(写))		○	○	○	○
65歳以上で年金受給がない	扶養状況届の【4、収入のない理由】に受給資格がない理由を記入する		○	○		○
別姓	続柄を確認できる公的書類	★3	○	○	○	○

※1 高校生は、在学証明書または学生証(写)は不要です。ただし、被扶養者異動届の【職業欄】に在学年(例:高校2年)を記入して下さい。
高校生以外は、在学証明書、学生証の両面(写)または非課税証明書のいずれかを添付して下さい。

※2 生計維持者とは

認定対象者が、主にその方の収入によって生活が成り立っている場合、生計維持者となります。
今まで生計維持者であった方が何らかの理由で生計維持者ではなくなり、被保険者の収入によって生計維持されることになった場合に扶養申請します。
離婚した場合の子どもは、親権に関係なく子どもの生計を維持する方の扶養となります。離婚が成立しているかどうか関係なく離婚調停中に別居し、子どもの生計維持者が変わった時点で主として生計維持している方の扶養とします。別居しても元配偶者の収入を上回る仕送りをしている場合には、仕送りしている方が生計維持者となります。その場合、元配偶者とのやり取りが継続的に必要になりますのでご理解ください。

※3 年金は以下のものすべてをさします。

厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、農業者年金、船員年金、石炭鉱業年金、議員年金、
労働者災害補償年金、企業年金、各種の恩給、自社年金、非課税扱いの遺族年金・障害年金、私的年金等

★1 収入を確認できる書類とは

認定対象者の状況	確認書類
①収入がない場合	最新の「所得証明書」または「非課税証明書」(非課税証明書については非課税であっても"0円"等金額記載のあるもの)
②給与収入がある場合	勤務先から発行された収入証明書(直近の給与明細3～6か月分)。ただし、雇用から3か月未満の場合は、「雇用契約書」(写)など給与額が明確にわかる書類、契約書がなければ勤務先が証明する「年収見込証明書・社会保険未加入証明書」
③公的年金等受給中の場合	現在の年金受給額が確認できる「年金証書」(写)、「年金改定通知書」(写)または「年金振込通知書」(写)
④自営業による収入、農業・不動産収入がある場合	別紙「自営業者の収入について」参照 ※自営業者は事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持するものと考えられ、特別な事情がない限り、基本的には国民健康保険に加入していただきます
⑤公的給付がある場合	労災の休業補償、傷病手当金、出産手当金、育児休業給付等受給している場合には、その金額がわかる書類

★2 送金証明とは

6ヶ月以上継続して生活費を振込により仕送りし、そこから被扶養者の生活費が賄われていることがわかるもの。
認定対象者の年間収入を上回る額で、最低でも月5万円/人以上の送金が必要。
・「振込明細票(写)」または「預金通帳(写)」(送金元・送金先の氏名・送金日・送金額が確認できる頁)
・送金を開始して6か月未満の場合は、これまでの送金証明に加え、「別居被扶養者への仕送りに関する誓約書」

★3 続柄を確認できる公的書類とは

・住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は、被保険者との続柄がわかる戸籍全部事項証明書(写)(交付日が3か月以内のもの)